

## 外貨定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第 9 条第 2 項 1.2.3.号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 9 条第 2 項 1.2.3 号の一にでも該当する場合には、当行はこの外貨定期預金の開設をお断りするものとします。

### 2. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、当行がやむを得ないと認めたとときを除き、満期日前に解約することはできません。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算します。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までおよび書替継続の前日までの日数について、解約日または継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および第 9 条第 2 項の規定によりこの預金を解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算します。
- (4) この預金の付利単位は 1 通貨単位、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 4. (手数料)

この預金の預け入れ、払戻し等を行う場合は、当行所定の手数料をいただきます。

### 5. (適用外国為替相場による換算)

この預金の払戻しに際し、この預金と異なる通貨により払い戻すときは、当行所定の外国為替相場を適用して換算します。

### 6. (外国通貨現金による払戻し)

この預金を外貨現金による払戻すよう請求した場合でも、当該外貨現金の入手が困難な場合は、当行所定の外国為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことができるものとします。

### 7. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するための為替予約を締結するときは、別に定める為替予約規定によります。

### 8. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確

認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 9. (解約、書換継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印鑑（または署名）により記名押印して提出してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの外貨定期預金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① この預金の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A 暴力的な要求行為
  - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E その他AからDに準ずる行為
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
  - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ 第8条第1項から第4項に定める取引の制限が、1年以上に渡って解消されない場合

#### 10. (自動継続型外貨定期預金)

自動継続型外貨定期預金において、満期日が銀行休業日の場合は、翌銀行営業日が満期日となります。ただし、翌銀行営業日が月を越える場合は、前銀行営業日が満期日となります。

##### 11. (届出事項の変更、証書の再発行)

- (1) この預金の証書や印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届けてください。  
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金の証書または印鑑を失った場合の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。  
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

##### 12. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前記(1)または(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

##### 13. (印鑑照合等)

この預金の証書、諸届その他の書類に使用された印鑑(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 14. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

## 15. (相殺等)

- (1) 預金者が当行に対して弁済期の到来した債務を負担している場合は、この預金の期日到来のいかんにかかわらず、当行はいつでも当行所定の方法により相殺し、または弁済に充当することができます。この場合の外国為替相場については計算実行時の相場を適用するものとします。
- (2) 前記(1)により生じた費用、損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて預金者が支払うこととします。

## 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序を指定のうえ、証書裏面の受取欄に届出の印鑑(または署名)により記名押印(または署名記入)して、直ちに当行に提出してください  
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします
  - ② 充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します
  - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異論を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息計算については、
  - ① その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は満期日の前日までの期間は約定金利、満期日以降の期間は当行の計算実行時の外貨普通預金利率を適用します
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

17. (外国為替関連諸法令)

この預金の取引は、「外国為替および外国貿易法」および同法に基づく命令規則等にしがって取り扱うものとします。

将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

18. (金融商品取引法の準用)

この預金の取引は、投資性の強い預金等(特定預金等)として、銀行法において「金融商品取引法」と同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上